

# 議 案 書

令 和 8 年 3 月

第 1 回 定 例 会

( 後 送 分 )

松 山 市

# 目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 6 2	令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）		1
6 3	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		3

議案第 6 2 号

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 7 7, 5 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 6, 3 3 7, 5 3 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		28,000,000 千円	257,000 千円	28,257,000 千円
	1 地方交付税	28,000,000	257,000	28,257,000
15 国庫支出金		53,001,708	919,909	53,921,617
	1 国庫負担金	45,444,723	772,875	46,217,598
	2 国庫補助金	7,418,859	147,034	7,565,893
21 諸収入		7,426,185	625	7,426,810
	5 雑入	3,770,065	625	3,770,690
歳 入	合 計	235,160,000	1,177,534	236,337,534

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		122,291,724 千円	1,177,534 千円	123,469,258 千円
	3 生活保護費	20,909,104	1,177,534	22,086,638
歳 出	合 計	235,160,000	1,177,534	236,337,534

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償

年金等については，なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い，消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額等を改定するため，本案を提出する。